

法務省民二第784号

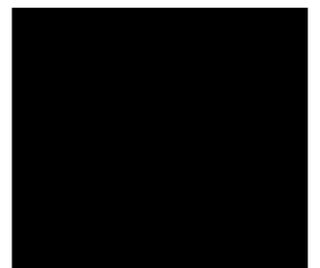
平成19年3月28日

法 務 局 長 殿
地 方 法 務 局 長 殿

法務省民事局民事第二課長

独立行政法人雇用・能力開発機構業務（雇用促進融資業務及び勤労者財産形成融資業務）に関する包括委任状の一部変更について（依命通知）

標記について、別紙甲号のとおり独立行政法人雇用・能力開発機構理事長から照会があり、別紙乙号のとおり回答したので、この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。



18雇能発第398号
平成19年3月6日

法務省民事局長
[redacted] 殿

独立行政法人雇用・能力開発機構
理事長 [redacted]

独立行政法人雇用・能力開発機構業務（雇用促進融資業務及び勤労者財産形成融資業務）に関する包括委任状の一部変更について

当機構の業務に関する公正証書作成の嘱託、登記申請等の手続につきましては、何かと御指導、御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、独立行政法人雇用・能力開発機構業務に関する包括委任状につきましては、平成18年1月30日付け法務省民二第210号をもって御了承をいただいているところですが、今般その一部を変更し、別紙1及び別紙2のとおりとすることとしたいので、公正証書作成の嘱託及び登記申請の手続上差し支えないか、御照会いたします。

なお、変更の要旨は、下記のとおりです。

おって、別紙1及び別紙2のとおりとして差し支えない場合は、貴管下法務局及び地方法務局に対して御周知くださるよう、御依頼申し上げます。

記

住宅金融公庫が平成19年4月1日をもって解散し、公庫が有する一切の権利及び義務を同日に設立される独立行政法人住宅金融支援機構に承継されることとなること。

第 号

委 任 状

平成 年 月 日

横浜市中区桜木町1丁目1番地8
独立行政法人雇用・能力開発機構
理事長 ○○ ○○ 印

私は、独立行政法人住宅金融支援機構を代理人と定め、下記事項を処理する一切の権限を委任します。

記

- 1 独立行政法人雇用・能力開発機構法に基づく貸付けについて、独立行政法人雇用・能力開発機構を債権者とする金銭消費貸借契約又は独立行政法人雇用・能力開発機構を担保権者とする担保権設定契約の締結に関すること。
- 2 独立行政法人雇用・能力開発機構を債権者とする貸付金債権又は独立行政法人雇用・能力開発機構を担保権者とする担保権の変更又は処分の契約の締結に関すること。
- 3 前2号の契約に係る公正証書の作成の嘱託に関すること。
- 4 独立行政法人雇用・能力開発機構を担保権者とする担保権の設定、移転、変更、処分、更正、回復又は抹消の登記の申請に関すること及び当該担保権の登記申請に係る登記識別情報通知の受領に関すること。
- 5 独立行政法人雇用・能力開発機構が登記名義人となっている担保権の消滅の承諾、数個の建物が合体して一個の建物となった場合において独立行政法人雇用・能力開発機構が当該合体前の一の建物について担保権等の登記名義人となっているときの当該合体後の建物の持分を定めることについての承諾又は権利の変更の登記で独立行政法人雇用・能力開発機構が登記上利害の関係を有するものの承諾に関すること。
- 6 独立行政法人雇用・能力開発機構を担保権者として登記した工場抵当法第2条による抵当権登記の機械器具目録及び工場財団の財団目録について物件の表示変更、追加、分離又は消滅による変更登記の同意に関すること。
- 7 弁済金の受領に関すること。
- 8 委任状、資格証明書及び印鑑証明書の原本の還付請求及び受領に関すること。
- 9 前各号に掲げる行為に係る復代理人選任に関すること。
- 10 第3号、第4号又は第8号に掲げる行為につき、復代理人に対して、さらに代理人を選任させること。

第 号

委 任 状

平成 年 月 日

横浜市中区桜木町1丁目1番地8
独立行政法人雇用・能力開発機構
理事長 ○○ ○○ 印

私は、独立行政法人住宅金融支援機構を代理人と定め、下記事項を処理する一切の権限を委任します。

記

- 1 独立行政法人雇用・能力開発機構法及び勤労者財産形成促進法に基づく貸付けについて、独立行政法人雇用・能力開発機構を債権者とする貸付契約若しくは金銭消費貸借契約又は独立行政法人雇用・能力開発機構を担保権者とする担保権設定契約の締結に関すること。
- 2 独立行政法人雇用・能力開発機構を債権者とする貸付金債権又は独立行政法人雇用・能力開発機構を担保権者とする担保権の変更又は処分の契約の締結に関すること。
- 3 前2号の契約に係る公正証書の作成の嘱託に関すること。
- 4 独立行政法人雇用・能力開発機構を担保権者とする担保権の設定、移転、変更、処分、更正、回復又は抹消の登記の申請に関すること及び当該担保権の登記申請に係る登記識別情報通知の受領に関すること。
- 5 独立行政法人雇用・能力開発機構が登記名義人となっている担保権の消滅の承諾、数個の建物が合体して一個の建物となった場合において独立行政法人雇用・能力開発機構が当該合体前の一の建物について担保権等の登記名義人となっているときの当該合体後の建物の持分を定めることについての承諾又は権利の変更の登記で独立行政法人雇用・能力開発機構が登記上利害の関係を有するものの承諾に関すること。
- 6 弁済金の受領に関すること。
- 7 委任状、資格証明書及び印鑑証明書の原本の還付請求及び受領に関すること。
- 8 前各号に掲げる行為に係る復代理人選任に関すること。
- 9 第3号、第4号又は第7号に掲げる行為につき、復代理人に対して、さらに代理人を選任させること。

法務省民二第783号

平成19年3月28日

独立行政法人雇用・能力開発機構

理事長 [REDACTED] 殿

法務省民事局長 [REDACTED]

独立行政法人雇用・能力開発機構業務（雇用促進融資業務及び勤労者財産形成融資業務）に関する包括委任状の一部変更について（回答）

本月6日付け18雇能発第398号をもって照会のありました標記の件については、貴見のとおり取り扱われて差し支えないものと考えます。

なお、この旨法務局長及び地方法務局長に通知しましたので、申し添えます。



法務省民二第786号

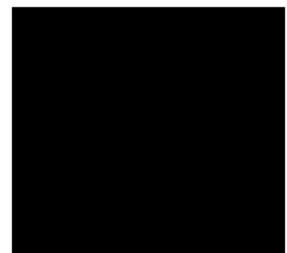
平成19年3月28日

法 務 局 長 殿
地 方 法 務 局 長 殿

法務省民事局民事第二課長

独立行政法人福祉医療機構業務に関する包括委任状の一部変更について（依命通知）

標記について、別紙甲号のとおり独立行政法人福祉医療機構理事長から照会があり、別紙乙号のとおり回答したので、この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。



年指発第 0312001 号

平成19年3月12日

法務省民事局長

殿

独立行政法人福祉医療機構

理事長

独立行政法人福祉医療機構業務に関する包括委任状の一部変更について（照会）

住宅金融公庫は、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）附則第3条第1項の規定により、4月1日をもって解散し、国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務について、独立行政法人住宅金融支援機構に承継される予定です。

これに伴い、独立行政法人福祉医療機構が住宅金融公庫に委託している業務についても独立行政法人住宅金融支援機構が同法附則第7条第5項により行う予定となっていますので、当該委託業務に係る登記申請に使用する包括委任状（平成18年3月17日法務省民二第692号により承認された取扱いに係る委任状のうち、様式9の委任状）について、別添のとおりとして取扱いたいと存じますが、登記手続上差し支えないか照会します。

なお、差し支えない場合には、貴管下法務局及び地方法務局登記官にその旨周知方よろしく申し上げます。

第 号

委 任 状

平成 年 月 日

東京都港区虎ノ門四丁目3番13号
独立行政法人福祉医療機構
理事長

私は、独立行政法人住宅金融支援機構を代理人と定め、下記事項を処理する一切の権限を委任する。

記

独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号）附則第5条の2第1項の規定に基づき行う、年金積立金管理運用独立行政法人法（平成16年法律第105号）附則第14条の規定による廃止前の年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律（平成12年法律第20号）第12条第2項第2号ロ若しくはハ又は同法附則第3条の規定により廃止前の年金福祉事業団法（昭和36年法律第180号）第17条第1項第3号ロ若しくはハの規定により貸付けた資金に係る次に掲げる事項を処理すること。

- 1 独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）を債権者又は担保権者とする金銭消費貸借契約、抵当権設定金銭消費貸借契約及び担保権設定契約等担保権設定契約の締結に関すること。
- 2 機構を債権者又は担保権者とする貸付金債権又は担保権につき、その変更又は処分の契約の締結に関すること。
- 3 前2号の契約につき、公正証書作成の嘱託に関すること。
- 4 機構を担保権者とする担保権につき、その設定、移転（年金積立金管理運用独立行政法人法附則第3条第1項及び第4項による年金資金運用基金（以下「基金」という。）を被承継者とする抵当権の移転並びに廃止前の年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律第1条第1項に基づく権利の承継による年金福祉事業団を被承継者とする抵当権の移転を含む。）、変更、処分、更正、回復又は抹消の登記の申請に関する事及び当該担保権の登記申請に係る登記識別情報の受領に関する事。
- 5 廃止前の基金が登記名義人となっている担保権の消滅の承諾、数個の建物が合体して一個の建物となった場合において基金が当該合体前の一つの建物について担保権等の登記名義人となっていたときの当該合体後の建物の持分を定めることについての承諾又は権利の変更の登記で機構が登記上利害の関係を有するものの承諾に関する事。
- 6 弁済金の受領に関する事。
- 7 機構を担保権者とする担保権につき、担保権登記、名義人表示変更登記の申請に関する事。
- 8 登記原因証明情報、委任状、資格証明書及び印鑑証明書の原本還付請求並びに受領に関する事。
- 9 第1号、第2号、第3号、第4号、第7号及び第8号に掲げる行為をなすにつき復代理人選任に関する事。

法務省民二第785号

平成19年3月28日

独立行政法人福祉医療機構

理事長 [REDACTED] 殿

法務省民事局長 [REDACTED]

独立行政法人福祉医療機構業務に関する包括委任状の一部変更について（回答）
本月12日付け年指発第0312001号をもって照会のありました標記の件については、貴見のとおり取り扱われて差し支えないものと考えます。

なお、この旨法務局長及び地方法務局長に通知しましたので、申し添えます。